

奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、奈良県産業廃棄物税条例（平成15年3月奈良県条例第43号）第19条の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る設備の導入等及びそれに伴う施設の整備に要する経費の一部を補助することにより、県内の産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を目指すことを目的とする。

(通則)

第2条 奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2)「排出抑制」とは、産業廃棄物の排出抑制に資する行為をいう。
- (3)「減量化」とは、産業廃棄物の減量化に資する行為をいう。
- (4)「リサイクル」とは、産業廃棄物の再資源化又は産業廃棄物の製品化に資する行為をいう。
- (5)「循環資源」とは、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第3項に規定する循環資源をいう。

(補助対象者等)

第4条 補助対象者、補助対象事業、補助率、補助対象経費及び補助金上限額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助対象経費の額は、他の補助制度による補助金額を除いた額とする。

(設備導入計画書の提出)

第5条 補助対象事業を実施しようとする者（以下「事業計画者」という。）は、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入計画書（第1号様式）及び知事が必要と認める書類（以下「計画書等」という。）を提出しなければならない。

(補助金の交付の内定)

第6条 知事は、計画書等の提出があったときは、当該計画に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金を交付しようとする計画及び交付しようとする額の内定を行うものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があると認めるときは、当該計画に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付の内定をすることができる。

3 知事は、前2項に規定する内定をするにあたり、奈良県産業廃棄物排出抑制等事業費

補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴くものとする。

- 4 審査委員会は、必要に応じて、当該計画に係る調査を行い、申請者に説明を求めることができる。

（内定の通知）

- 第7条 知事は、補助金の交付を内定したときは、その内容を申請者に通知するものとする。

（計画書等の取下げ）

- 第8条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の内定に不服があるときは、知事が定める期日までに計画書等の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による計画書等の取下げがあったときは、当該計画に係る補助金の交付の内定はなかったものとみなす。

（補助金の交付の申請）

- 第9条 第6条の規定による補助金の交付の内定を受けた者は、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金交付申請書（第2号様式）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

- 第10条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該補助金交付申請書の審査を行い、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更）

- 第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更しようとするときは、あらかじめ、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除く軽微な変更については、この限りではない。

- （1）補助事業の内容を著しく変更する場合
- （2）各経費区分における補助金を20%を超えて変更する場合
- （3）補助金申請額の合計を変更する場合

- 2 知事は、前項の変更には、必要に応じ条件を付し、これを承認することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第12条 補助事業者は、やむを得ない事情により、補助事業を中止し、又は廃止する必要がある場合には、あらかじめ、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

- 第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、直ちに奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業遅延等

報告書（第5号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（導入完了届）

第14条 補助事業者は、設備の導入が完了したときは、速やかに奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業導入完了届（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）、又は補助事業の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その完了又は終了した日から15日以内に奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業実績報告書（第7号様式）（以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第16条 知事は、前条の報告を受けた場合において、実績報告書の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第17条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金支払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（経過状況報告）

第18条 補助事業者は、補助事業完了後も産業廃棄物の排出抑制等を促進しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、毎会計年度終了後15日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の産業廃棄物の排出抑制等の状況を記載した奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業経過報告書（第9号様式）（以下「経過報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、必要に応じて、補助事業者に経過報告書に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。

4 補助事業者は、経過報告書に係る証拠書類を当該報告に係る会計年度終了後5年間保存しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第19条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した機械等（以下「財産」という。）を適切に管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、減価償却期間が経過する前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業財産処分承認申請書（第10号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円未満の場合にあっては、この限りでない。

(収益納付)

第20条 知事は、前条第2項の規定による財産処分により収益が生じたと認めるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。

(補助金の経理等)

第21条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(公開)

第22条 知事は、実績報告書及び経過報告書の提出があった補助事業について、その成果のうち補助事業者に不利益な情報を除き、公開することができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象者	補助対象事業	補助率	補助対象経費	補助金上限額
① 県内に事業所を置く事業者 ② 主に①の者で構成される法人格を有する団体	自ら排出する産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る設備機器の整備 ※ただし、新たな排出抑制、減量化又はリサイクルの効果が確実に見込める機器の整備に限る。	補助対象経費の1/4以内	①機械装置費 ②施設整備費 ③委託費 ④その他経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの	1,000 万円

※消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。